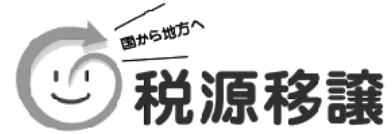


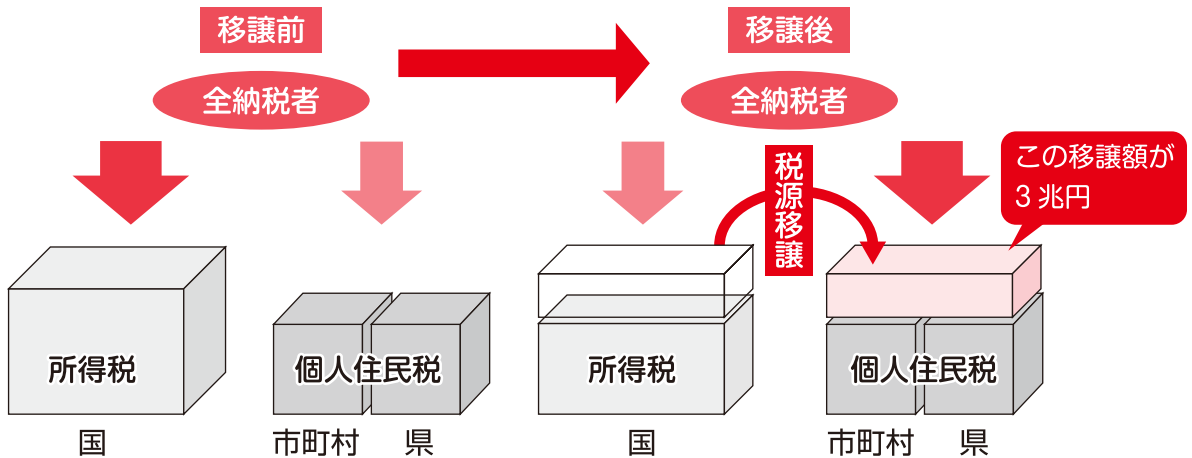
平成19年度から あなたの住民税（市県民税）が大きく変わります

Q どうして変わるの？



A 国から地方へ税源移譲が行われるからです。

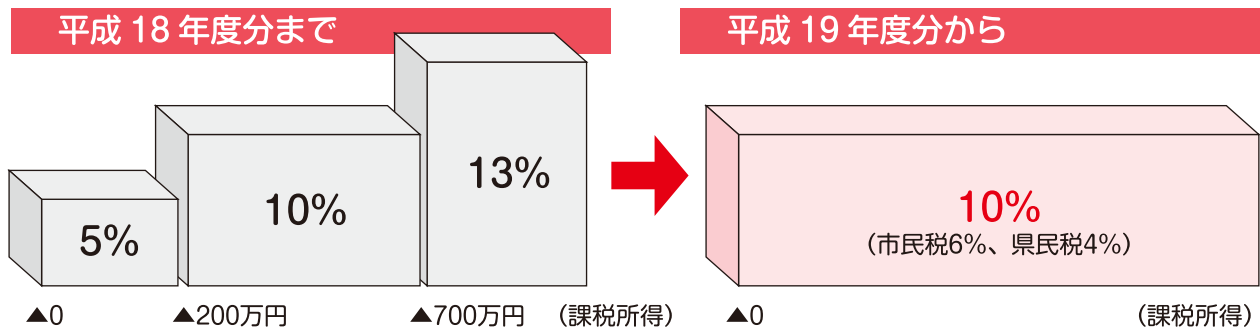
「地方でできることは地方に」という方針のもと進められている三位一体改革。市町村や県が自主的に財源を確保し、より身近な行政サービスを効率的に行えるよう国の所得税から地方団体の住民税へ、3兆円の税源移譲をすることになりました。



Q どう変わるの？

A 住民税所得割の税率が10%に統一されます。

住民税所得割の税率は、従来3段階の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないにかかわらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。



●住民税所得割の税率

課税所得	税率
～ 200万円	5% (市 3%・県 2%)
200万円～ 700万円	10% (市 8%・県 2%)
700万円～	13% (市 10%・県 3%)

課税所得	税率
一律	10% (市 6%・県 4%)

●税額の計算例

(例) 課税所得が300万円の場合
 $200万円 \times 5\% + (300万円 - 200万円) \times 10\% = 20万円$

(例) 課税所得が300万円の場合
 課税所得にかかわらず一律10%
 $300万円 \times 10\% = 30万円$
※実際には、人的控除の差に対応した減額措置があります。

※課税所得とは、「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得」に税率をかけたものが「税額」となります。